# 第285回青森県私立学校審議会 議事録

- **1 日 時** 平成27年7月28日(火) 14時30分から15時15分まで
- 2 場 所 県庁西棟8階 中会議室
- **3 出席委員** 昆委員、田澤委員、花田委員、鷹山委員、大島委員、下山委員、川守田委員、國分委員
- 4 欠席委員 鈴木委員、日景委員
- 5 事務局 阿部総務部次長ほか6名
- 6 議事録署名委員 花田委員、鷹山委員

## 7 案 件

## (1) 諮問·答申事項

○私立幼稚園廃止認可

第1号 つきかげ幼稚園廃止認可

第2号 中里幼稚園廃止認可

第3号 レイクタウン幼稚園廃止認可

○私立専修学校廃止認可

第4号 ケーエム洋裁専門学校廃止認可

第5号 青森歯科技工士専門学校廃止認可

○私立各種学校廃止認可

第6号 八戸簿記珠算学校廃止認可

○学校法人解散認可

第7号 学校法人蟹田幼稚園解散認可

第8号 学校法人法林学園解散認可

第9号 学校法人レイクタウン幼稚園解散認可

## 8 会議の公開状況

全部公開

#### **9 傍 聴 者** 3名

#### 10 議事概要

## <開会·辞令交付>

事務局:ただいまから、第285回青森県私立学校審議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、新たに就任される委員へ委嘱状を交付いたします。

これまで審議会の委員を務めていただいた木浪賢治氏に代わりまして、専門学校アレック情報ビジネス学院の國分義史氏が新たに委員に就任されます。

委嘱状を交付いたします。國分委員は、その場で御起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

(阿部次長から國分委員へ委嘱状を交付)

事務局:それでは、新たに就任されました國分委員から一言御挨拶をお願いします。

國分委員:(挨拶)

事務局:ありがとうございました。

それでは、開会に当たりまして、阿部総務部次長から御挨拶を申し上げます。

阿部次長:第285回青森県私立学校審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、新たに委員に御就任いただいた國分委員におかれましては、ご多用にもかかわらず お引き受けいただき、深く感謝申し上げます。

今年度も委員の皆様には私立学校の設置廃止等について御審議等をいただくこととなりま すので、どうぞよろしくお願いします。

さて、昨今の私立学校を取り巻く環境は、急速な少子化の進行等により大きく変化しています。そのような中においても、私立学校には、時代の変化に対応した自主・自律性の高い学校経営が求められているところであり、この目的を達成するためには、委員の皆様の御意見が非常に重要な役割を果たすものと認識しております。

本日は、9つの案件について御審議等をいただくこととなっておりますが、委員の皆様には、 それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではありま すが、御挨拶といたします。 **司会**:続きまして、本日の審議会は、今年度初めての審議会ですので、事務局職員を紹介させて いただきます

(前田課長から事務局職員を紹介)

司会:次に会議に入ります。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員10名中8名が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長(昆会長):会議に入ります。

まず、会議録署名委員を指名します。花田委員と鷹山委員を指名しますので、よろしくお願いします。

### <会議の公開>

**議長**:会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしております。

委員の皆様には、既に本日の資料を配付しておりますが、いずれの案件につきましても、これを公開したとしても、法人の権利、競争上の地位その他不当な利益を害するおそれがあるとは言えませんので、原則どおり公開で行うこととします。

なお、審議の過程で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議 を途中から非公開とすることもありますので、御承知おきください。

## <諮問>

議長:では、次第3の「諮問・答申事項」に入ります。

(事務局から各委員に諮問書の写しを配付)

**議長:**諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。

諮問第1号「つきかげ幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

**議長:**それでは、諮問第1号について審議いたします。御意見·御質問等はございませんか。

ございませんでしょうか。

それでは発言がないようですので、審議を終わりまして、諮問第1号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

**議長:**それでは、審議の結果、諮問第1号については、認可が適当であると答申するものと します。

次に、諮問第2号「中里幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

**議長:**それでは、諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。 よろしいでしょうか。

それでは発言がないようですので、審議を終わりまして、諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

**議長:**それでは、審議の結果、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものと します。

次に、諮問第3号「レイクタウン幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長:それでは、諮問第3号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

**大島委員:**これは幼稚園があった場所に村の設置する幼保連携型認定こども園が出来て、そちらに寄附するということなんですか。

事務局:村が設置した幼保連携型認定こども園は別の場所になります。今まで六ヶ所村が設置していた保育所があった場所に幼保連携型認定こども園を開設しまして、そちらにレイクタウン幼稚園の園児や教員を移すというものです。レイクタウン幼稚園の建物自体はまだ使えるものですので、六ヶ所村に寄附しまして、学校教育の用途に使っていくということで伺っております。

議長:よろしいでしょうか。他に質問等ございませんか。

それでは発言がないようですので、審議を終わりまして、諮問第3号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: それでは、審議の結果、諮問第3号については、認可が適当であると答申するものと します。

続きまして、諮問第4号「ケーエム洋裁専門学校廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長:それでは、諮問第4号について、御意見・御質問等はございませんか。

**田澤委員**:施設・設備は学校法人において引き続き使用するとありますが、これはどういうことでしょうか。

事務局:この法人では別に専修学校を運営しておりまして、そちらで使用することになります。

議長:よろしいでしょうか。他に質問等ございませんか。

それでは発言がないようですので、審議を終わりまして、諮問第4号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: それでは、諮問第4号については、認可が適当であると答申することといたします。 続きまして、諮問第5号「青森歯科技工士専門学校廃止認可」について、事務局からお願いします。

事務局:(資料に基づき説明)

議長:それでは、諮問第5号について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

**花田委員:**この歯科技工士の養成施設については、青森県ではここだけだと思いますが、 秋田県や岩手県にはあるのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいのですが。

**事務局:**青森県についてはこの学校のみなのですが、秋田県と岩手県の状況については詳細を把握しておりません。

**花田委員:**生徒数を見ますと、ある程度確保されていますので、今後も継続していただければと思います。非常に難しい知識が必要とされる資格ですしね。

**議長:**秋田県と岩手県の状況については、機会があれば紹介していただきたいと思います。

下山委員:以前は高校からかなりの生徒が歯科衛生士や歯科技工士の学校に行っていたのですが、最近は少なくなっているような気がします。非常に大事な職種だと思うのですが、生徒達が希望しない状況にありまして、一方で、美容やファッション関連の業種、そして同じ医療系でも看護師への志望は多くなっています。歯科衛生士や歯科技工士については、学校から説明にも来ていただいているのですが。

**大島委員:**精密さを求められる仕事なので、敬遠されているのかもしれませんね。高齢化社会に おいてはますます必要とされる仕事だと思うのですが。

**國分委員**: いろいろな専門学校とお付き合いする中で話を聞くと、全国的に歯科技工士の学校を新たに作るという動きはないです。新たに作るとなると、看護系ですね。その専門学校が大学になっていくところが多くあります。その中で、歯科技工士の学校は縮小されていく傾向にあります。

**花田委員:**そういう意味でも、この歯科医技工士の専門学校は是非続けていっていただき たいですね。

**議長:**それでは審議を終わりまして、諮問第5号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: それでは、諮問第5号については、認可が適当であると答申することといたします。 続きまして、諮問第6号「八戸簿記珠算学校廃止認可」について、事務局からお願 いします。

事務局:(資料に基づき説明)

議長:それでは、諮問第6号について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

**大島委員:** 先程の洋裁学校もそうだったのですが、ここも14年3月から生徒がいない状態になっていて、今になって廃止というのは何か理由があるんですか。

**事務局:**あくまで認可については申請が出てからということになるのですが、それまでの間は学校 法人の意向を確認することにしております。

大島委員:学校の看板があるのに運営されている様子がないので、気になっていたのですが。

**議長:**以前にもこのようなケースで話になったことはありますが、活動実績があまりにないような場合には、事務局の方でも状況を確認しており、それでもなかなか看板を下ろしてくれなかったりといったこともあるようです。

他に休止のまま残っているような学校はあるのですか。

**事務局:**休校中のままの学校もございますので、意向を確認しながら、必要な手続きをとるように 指導はしていきたいと考えております。

議長:きちんと手続きが進んでくれればよいのですがね。

**大島委員**:近くに住む住民としては、看板があると学校があると思ってしまうわけです。しかし、活動しているようには見えない。今回のケースも13年ほど休止のままだったというのは少し気になるところではあります。

議長:他に質問はございませんでしょうか。

それでは審議を終わりまして、諮問第6号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

**議長:**それでは、諮問第6号については、認可が適当であると答申することといたします。

続きまして、諮問第7号「学校法人蟹田幼稚園解散認可」について、事務局から説明 願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長:それでは、諮問第7号について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

大島委員: 残余財産が希誠会に帰属するということですが、これは蟹田幼稚園の設置法人とどういう関係なのですか。

事務局:理事長が同じである別の社会福祉法人です。

大島委員:わかりました。

議長:他に質問等ございませんか。

それでは発言がないようですので、審議を終わりまして、諮問第7号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: それでは、審議の結果、諮問第7号については、認可が適当であると答申するものと します。

次に、諮問第8号「学校法人法林学園解散認可」及び諮問第9号「学校法人レイクタウン幼稚園解散認可」については、先程審議した私立幼稚園廃止に伴う案件ですので、 事務局から一括して説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

**議長**: それでは、諮問第8号及び第9号について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは発言がないようですので、審議を終わりまして、諮問第7号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

**議長:**それでは、審議の結果、諮問第8号及び諮問第9号については、認可が適当であると 答申するものとします。

本日、認可が適当であると答申した諮問事項につきまして、ただ今、事務局で配付する文案 で答申を行いたいと思います。

(事務局から各委員に答申書案配付)

議長: 答申書の文案につきまして、 御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: 異議がないようですので、文案のとおり、本日付けで答申することとします。

#### くその他>

議長:続きまして、次第4「その他」に移ります。

「平成27年度第1回全国私立学校審議会連合会理事会の報告について」ですが、理事会に出席された田澤委員から報告をお願いします。

**田澤委員**: 去る、6月29日に東京都のアルカディア市ヶ谷(私学会館)で開催されました、全国私立学校審議会連合会の平成27年度第1回理事会に出席しましたので、その概要を報告いたします。

はじめに、全国私立学校審議会連合会の近藤会長からあいさつがあり、その後、平成26年度の事業報告・決算報告・監査報告及び平成27年度事業計画・収支計画などについて説明があり、了承されました。

また、今年度の総会が10月22日と23日の2日間にかけて、新潟市のホテルオークラ新潟を会場に開催されることとなり、例年同様の各専門部会に分かれての協議など、日程について説明がありました。なお、来年度の総会は、群馬県において開催されることとなっております。

それから、近藤会長のあいさつの中で、私立学校審議会が私立学校についてあまり規制するべきではない、学校法人に自由にやらせるべきであるという意見が出されたことがあるが、はたしてそれでいいのかというお話がありました。先程次長さんからお話があったように、審議会の役割は私学の健全な発展のためにあり、そのために重要な役割を果たしているという意識を持ってもらうことが必要ではないかというように伺ってきたところです。

議長: 私学を審議会が規制するというのはどういう意味なんでしょうね。 認可については知事が行うことであって、私学の健全な発展に対して審議するのが審議会の役割であって、私学を規制

しているわけではないですよね。県としても私立学校の教育内容については私学の独自性を 大きく認めているところであって、審議会が私立学校はこうあるべき、このようなことをやってはど うだろうと言うのは審議会の趣旨から外れてくることになると思います。

私立学校審議会の役割は、県の認可について、私立学校の健全な発展を阻害していないかを確認することであって、委員構成も私立学校関係者が半数以上になっておりますし、審議会が私立学校を規制するという考え方があるとしたら、それは間違いだと思います。

我々はそういう見解でやってきたと思います。県としてもそれでよろしいですよね。

だからと言って、私学の発展、利益だけを考えているわけではなく、私立学校で学ぶ子ども たちや地域の方々のことを考慮に入れて、我々は考えてきておりますので、今後もそういう方 向で審議していきたいと思います。

他に発言がないようでしたら、この件については、これで終わります。 最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

**司会**:次回の審議会は11月頃を予定しております。日程につきましては調整の上、御連絡させていただきます。

議長: それでは、本日の案件は全て終了しましたので、事務局の方にお返しします。

**司会:**どうもありがとうございました。これをもちまして第285回青森県私立学校審議会を閉会します。